



鳥取県公報

平成15年2月20日(木)
号外第6号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(91)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(92)(＼).....	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(93)(水産課).....	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(94)(＼).....	5
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(95)(＼).....	5

告 示

鳥取県告示第91号

平成8年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成15年2月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第1項の利子補給率			1 規則第2条第1項の利子補給率		
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率	
	農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略		年0.45パーセント	(1) 規則別表第1号に掲げる資金
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	年0.45パーセント	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	年0.4パーセント

(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.45パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.45パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	年0.45パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	年0.45パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.45パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年以内であるものに限る。)を年0.125パーセントの割合で交付する場合	年0.125パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.3パーセントの割合で交付する場合	年0.3パーセント

3 規則附則第3項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(5) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント
(6) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.45パーセント

(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.4パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.4パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	年0.4パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	年0.4パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.4パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年以内であるものに限る。)を年0.2パーセントの割合で交付する場合	年0.2パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え13年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
市町村が規則第2条第2項第2号に規定する利子補給金を年0.35パーセントの割合で交付する場合	年0.35パーセント

3 規則附則第3項の利子補給率

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(5) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント
(6) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.4パーセント

鳥取県告示第92号

平成8年鳥取県告示第249号(中山間地域活性化資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成15年2月20日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則(平成2年鳥取県規則第58号)第5条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成15年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前							
中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等	貸付期間	貸付利率	利子補給率				
			規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合			
1 加工流通施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	11年以内	年1.0パーセント以内	年1.35パーセント	年0.55パーセント	13年以内	年1.2パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
			11年超13年以内	年1.1パーセント以内	年1.25パーセント	年0.45パーセント			13年超14年以内	年1.3パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
			13年超15年以内	年1.2パーセント以内	年1.15パーセント	年0.35パーセント			14年超16年以内	年1.4パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント
			11年以内	年1.25パーセント以内	年1.1パーセント	年0.3パーセント			13年以内	年1.45パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
			11年超13年以内	年1.35パーセント以内	年1.0パーセント	年0.2パーセント			13年超14年以内	年1.55パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント
	(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	11年以内	年1.45パーセント以内	年0.9パーセント	年0.8パーセント	14年超15年以内	年1.65パーセント以内	年0.8パーセント			
			13年超15年以内	年1.5パーセント以内	年0.85パーセント	年0.75パーセント	13年以内	年1.7パーセント以内	年0.75パーセント			
			11年以内	年1.6パーセント以内	年0.75パーセント	年0.65パーセント	13年超14年以内	年1.8パーセント以内	年0.65パーセント			
			11年超13年以内	年1.7パーセント以内	年0.65パーセント		14年超16年以内	年1.9パーセント以内	年0.55パーセント			
			13年超15年以内	年1.7パーセント以内	年0.65パーセント							
2 保健機能増進施設整備資金	(1) 大企業以外の者に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	11年以内	年0.75パーセント以内	年1.6パーセント	年0.8パーセント	13年以内	年0.95パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント		
			11年超13年以内	年0.85パーセント以内	年1.5パーセント	年0.7パーセント	13年超14年以内	年1.05パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント		
			13年超15年以内	年0.95パーセント以内	年1.4パーセント	年0.6パーセント	14年超16年以内	年1.15パーセント以内	年1.3パーセント	年0.45パーセント		
			11年以内	年1.0パーセント以内	年1.35パーセント	年0.55パーセント	13年以内	年1.2パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		
			11年超13年以内	年1.1パーセント以内	年1.25パーセント	年0.45パーセント	13年超14年以内	年1.3パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント		
	(2) 大企業に貸し付ける場合	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	13年超15年以内	年1.2パーセント以内	年1.15パーセント	年0.35パーセント	14年超16年以内	年1.4パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント		
			11年以内	年1.25パーセント以内	年1.1パーセント	年0.3パーセント	13年以内	年1.45パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
			11年超13年以内	年1.35パーセント以内	年1.0パーセント	年0.2パーセント	13年超14年以内	年1.55パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
			13年超15年以内	年1.45パーセント以内	年0.9パーセント	年0.1パーセント	14年超16年以内	年1.65パーセント以内	年0.8パーセント			
3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.1パーセント以内	年1.25パーセント	年0.45パーセント	3 生活環境施設整備資金	25年以内	年1.2パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント			

鳥取県告示第93号

平成8年鳥取県告示第250号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。
平成15年2月20日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成15年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前										
利 子 補 給 率						利 子 補 給 率										
漁業近代化資金の種類	漁業近代化資金助成法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金助成法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)に貸し付ける場合	漁業近代化資金助成法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金助成法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。))に規定する団体に限る。)	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)に貸し付ける場合	漁業近代化資金助成法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金助成法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。))に規定する団体に限る。)	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者)に貸し付ける場合	
	略						略									
	4 規則別表3に掲げる資金	略	略	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント	略	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	略	略	略	略
	5 規則別表4に掲げる資金	略	略	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント	略	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	略	略	略	略
	略						略									
8 規則別表7に掲げる資金	-	-	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント	-	-	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	略	略	略	略	
9 規則別表8に掲げる資金	略	略	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント	略	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	略	略	略	略	

鳥取県告示第94号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成15年2月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成15年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.1パーセント	略	年1.2パーセント	略

鳥取県告示第95号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成15年2月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成15年2月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第6号の資金	年1.725パーセント	略	規則別表第6号の資金	年1.825パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年1.6パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年1.7パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.6パーセント	略		年1.7パーセント	略	

